

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会地域福祉振興基金設置運営要綱

(設置)

第1条 地域における民間福祉活動の推進並びにボランティア活動の振興のため安定的財源を確保することにより、地域福祉の増進を図るため、真岡市地域福祉振興基金（以下「基金」という。）を社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に設置する。

(基金の原資)

第2条 基金の原資は、真岡市からの補助金、一般市民の寄附金、その他趣旨に賛同する篤志者の寄附金等をもって充てる。

- 2 基金の原資は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。
- 3 基金の原資は、金融機関への預金、その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

(基金運営委員会)

第3条 社協は、基金の適正かつ効果的な運営を図るため、地域福祉振興基金運営委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、14名以内の委員をもって構成する。
- 3 委員会は、真岡市地域福祉振興基金運営委員会規程別表1に定める委員の推薦団体の内から社協会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員会は、社協理事会の定める基本方針に基づき、次の事項を調査及び審議する。

基金の造成に関する事項

事業計画に関する事項

事業報告に関する事項

その他基金の管理運営に関する事項

6 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(対象事業)

第4条 基金の原資及び基金から生ずる果実は、次に掲げる事業の実施に必要な経費として運用するものとする。

地域福祉推進事業

ボランティア活動振興事業

その他、地域福祉に関する事業

(経理)

第5条 基金は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会経理規程に基づき経理する。

(寄附金の取扱)

第6条 基金への寄附金は、原則として社協及び真岡市が取扱うものとする。

2 寄附金の受入れに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(市民への広報)

第7条 基金に関しては、適宜な方法により広く市民に理解と協力を求めるものとする。

(顕彰)

第8条 基金への積極的協力者、団体に対しては、別に定めるところに

より顕彰を行なうものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が真岡市長と協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。